

阿南工業高等専門学校総合評価審査委員会設置要項

(平成 30 年 6 月 1 日)

(要 項 第 1 号)

(設置目的)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構阿南工業高等専門学校（以下「阿南工業高等専門学校」という。）が発注する工事に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価落札方式における技術手提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価方式の実施方針に関すること。
- (2) 個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。
- (3) 個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。
- (4) その他工事の発注に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総務課長
 - (2) 総務課長補佐（財務担当）
 - (3) 財務係長
 - (4) 学識経験者等委員 1 名
- 2 学識経験者等委員は、委員会の審議に係りのある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、校長が依頼を行う。

(委員の任期)

第 4 条 第 3 条第 1 項 4 号に掲げる委員の任期は 1 年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 学識経験者等委員が委員会に出席できないときは、第 2 条に定める事項について個別に意見を求めることができることとする。

(報告)

第 7 条 委員長は、審議の結果を契約担当役に報告するものとする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号又は第3号の審議に関して、自己又は3親等以内の親族利害に関係のあると思われる場合は、その審議に加わることはできない。

(意見聴取)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、総務課施設係において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

1 この要項は、平成30年7月11日から施行し、平成30年6月1日から適用する。